

◎基本方針説明

【東京等からの通学・通勤について】

- ① 居所の自治体からの要請等により通学の困難となった学生には、面接授業の代替えとして別の課題を課すなどして、単位取得に支障の無いように配慮します。
- ② 東京等から教員が通勤できない事態に陥った場合であっても、遠隔授業などを活用して可能な授業は継続するものとします。
- ③ 開講継続が不可能となった科目については、集中講義などによって対応することとします。

【前期授業の運用について】

- ① 学年暦は基本的に4月1日に決定した日程のとおりとしますが、4月22日(水)～5月6日(水)は、学内における対面授業は実施せず、遠隔授業のみの開講とします。(基本的には教員、学生ともに準備の整った科目のみ実施)。また、8月5日(水)～11日(火)は定期試験期間ではなく、補講期間に変更します。
- ② 4月22日(水)から開講する科目については、基本的には語学・各ゼミ等の少人数で遠隔授業の可能なものや、これらの準備が整っている講義とし、実習・実験は開講しないものとします。
また、教職員、学生双方がこの遠隔授業の期間を活用し、継続してそれぞれに遠隔授業等への準備を整えるものとします。可能であるならば、5月7日以降には、遠隔授業+対面授業、対面授業のみの形態も開講していきたいが、状況によっては、それ以降も基本的には遠隔授業のみとなることも想定して取り組むこととします。
- ③ シラバスに提示した15回分の授業を行うことを基本としますが、実施する授業形態が授業予定と異なる場合には、実情に応じ、学生に説明したうえで柔軟にシラバスを変更することも可能とします。
(ただし、教職科目については課程認定の要件に留意すること。)
- ④ 成績評価は、各科目の15回分に相当する授業のなかで、試験、レポートを課すなどして行うものとします。
- ⑤ 5月7日以降に開始した授業、その他の休講があった授業については、レポートなどの課題のほか、オンデマンドによる授業の内容の提示、配信などによって補うものとします。なお、従前の年度に比べて、学生たちに課す課題が増加しすぎないように配慮することとします。